

⑬ 診療所開設後届

概要説明	医療法施行令第4条の2第1項、医療法施行規則第3条第1項に基づき、「法人」が診療所の開設後に届出を行う届出書です。
提出書類	1 開設後届（様式第13号） 2 管理者の医師免許証の写し（原則原本確認） 3 管理者の履歴書 それぞれ1部（押印は不要です） （保健所の受理した証が必要な場合は2部）
受付期間	開設日～開設後10日以内
受付窓口	（〒750-8521 下関市南部町1番1号） 下関市立下関保健所 保健医療政策課 医事薬事係 TEL; (083) 231-1711 FAX ; (083) 231-1376
手数料	—
注意事項	・ 管理者は原則兼任できません。（⑧診療所管理者兼任許可申請により、介護老人保健施設等の管理者兼務が認められる場合があります。）